

平成21年度 離島振興について

国土交通省
都市・地域整備局離島振興課

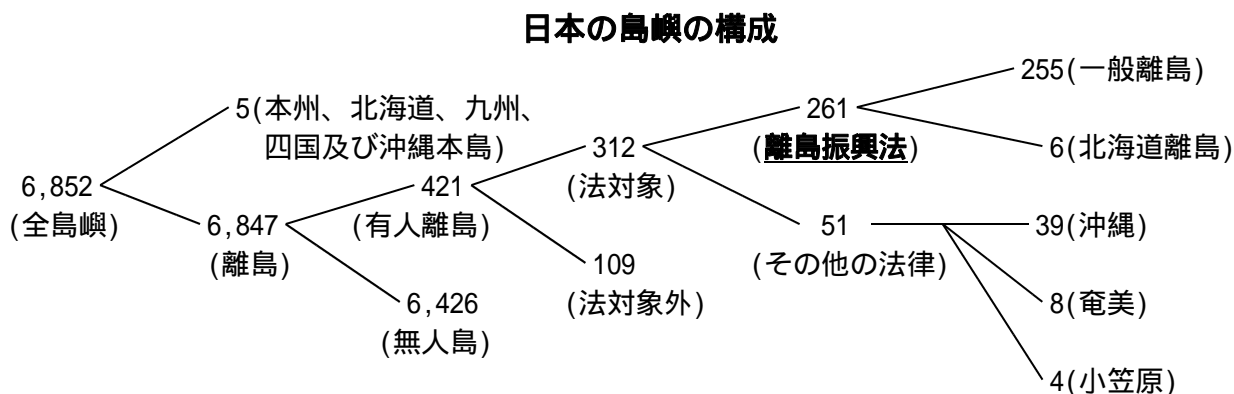
目次

1 . 我が国の島嶼の構成	1
2 . 離島地域の現況	1
離島振興対策実施地域一覧	2
3 . 離島振興法の概要	3
4 . 海洋基本法の概要	6
5 . 公共事業予算の概要	8
離島振興事業費（当初予算）の推移	9
平成21年度 離島振興対策予算額	10
6 . 非公共事業予算の概要	11

離島振興事業の概要

1. 我が国の島嶼の構成

我が国は6,852の島嶼により構成されている。このうち本州、北海道、四国、九州及び沖縄本島を除く6,847島が離島である。これらのうち離島振興法による振興対策実施地域に含まれる有人離島は261島である。



2. 離島地域の現況

離島振興対策実施地域の概要

(平成21年4月1日現在)

区 分	合 計	内 地	北 海 道
地 域 数	76	71	5
指定有人島数	261	255	6
面 積	5,255 km ²	4,838 km ²	417 km ²
(対全国比)	(1.39%)	(1.28%)	(0.11%)
人 口	434千人	420千人	14千人
(対全国比)	(0.34%)	(0.33%)	(0.01%)
関係市町村数	110	104	6

(注) 1. 指定地域は、25都道府県、110市町村に係る。

2. 人口は、平成17年国勢調査による。

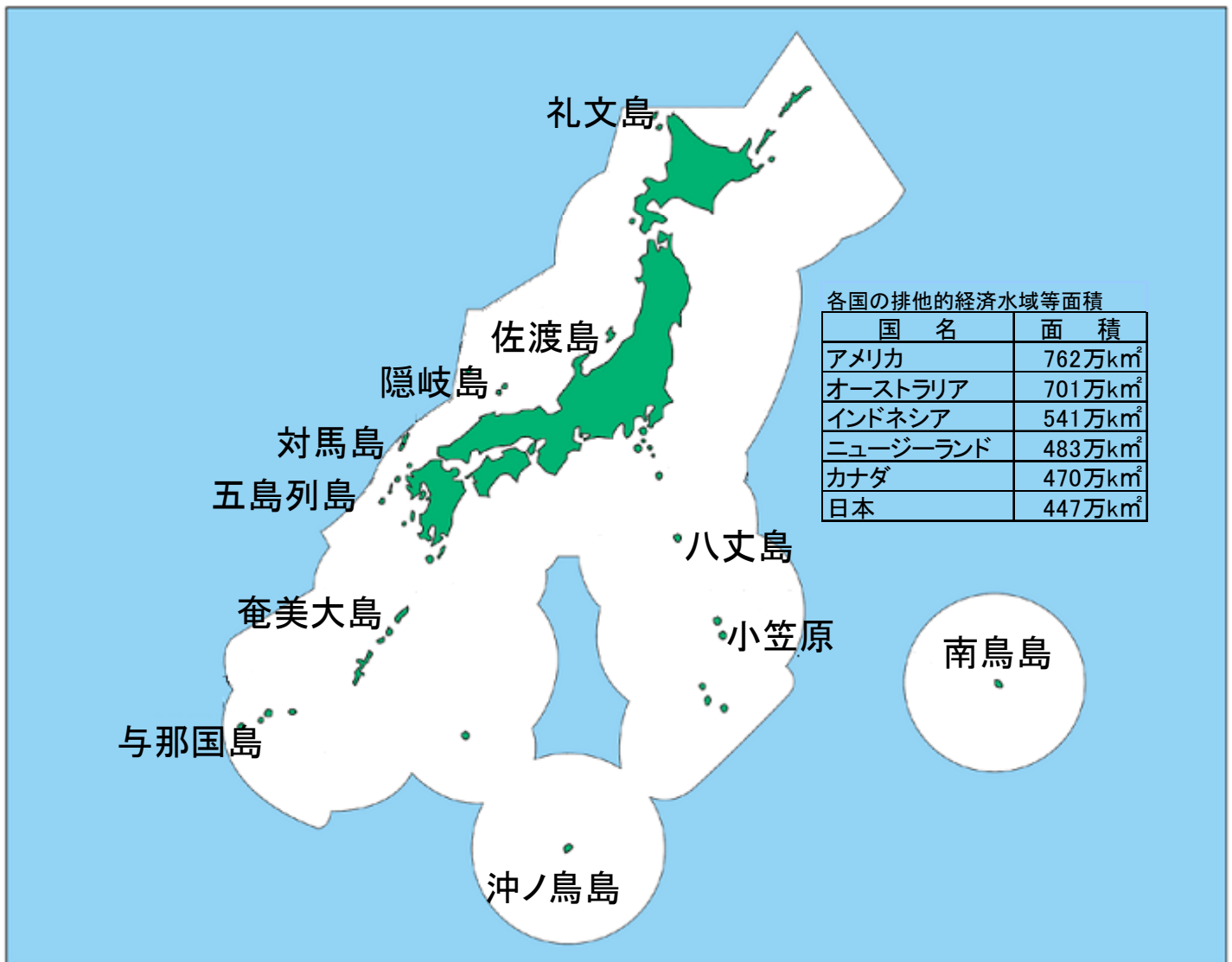
人口減少率と高齢者比率

		離 島	過 疎	奄 美	半 島	全 国
人口減少率	H2～H7	6.8%	5.2%	4.9%	1.7%	+1.6%
	H7～H12	7.2%	5.4%	2.6%	2.3%	+1.1%
	H12～H17	8.1%	5.4%	4.4%	3.7%	+0.7%
高齢者比率	H7	24.9%	25.2%	22.9%	21.1%	14.5%
	H12	29.4%	29.5%	25.8%	24.6%	17.3%
	H17	33.0%	30.2%	27.7%	27.5%	20.1%

○ 離島振興対策実施地域一覧

1	北海道	礼文島	21	岡山県	日生諸島	41	香川県	直島諸島	61		蠣ノ浦大島
2		利尻島	22		犬島	42		塩飽諸島	62		松島
3		天売・焼尻	23		石島	43		伊吹島	63		伊王島
4		奥尻島	24		児島諸島	44	愛媛県	魚島群島	64		高島
5		小島	25		笠岡諸島	45		上島諸島	65	熊本県	天草諸島
6	宮城県	大島	26	広島県	走島群島	46		越智諸島	66	大分県	姫島
7		牡鹿諸島	27		備後群島	47		関前諸島	67		豊後諸島
8		浦戸諸島	28		芸備群島	48		来島群島	68	宮崎県	島野浦島
9	山形県	飛島	29		上大崎群島	49		新居大島	69		南那珂群島
10	東京都	伊豆諸島	30		下大崎群島	50		安居島	70	鹿児島県	長島
11	新潟県	粟島	31		安芸群島	51		忽那諸島	71		桂島
12		佐渡島	32	山口県	柱島群島	52		青島	72		甌島
13	石川県	舳倉島	33		周防大島諸島	53		宇和海諸島	73		新島
14	静岡県	初島	34		平郡島	54	高知県	沖の島	74		種子島
15	愛知県	愛知三島	35		熊毛群島	55	福岡県	筑前諸島	75		屋久島
16	三重県	志摩諸島	36		周南諸島	56	佐賀県	玄海諸島	76		南西諸島
17	兵庫県	沼島・灘	37		響灘諸島	57	長崎県	対馬島			
18		家島群島	38		萩諸島	58		壱岐島			
19	島根県	隠岐島	39	徳島県	伊島	59		平戸諸島			
20		高島	40		出羽島	60		五島列島			

(参考) 我が国の排他的経済水域等の概念図



※ 我が国の排他的経済水域等の面積(447万km²)は、国土面積(約38万km²)の約12倍に相当する。また、離島(沖縄、奄美、小笠原を含む)の存在により、我が国の排他的経済水域等の面積は本土のみに比べ約2倍となっている。

3. 離島振興法の概要

(1) 制定及び改正の経緯

離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定(10年間の時限立法)

現行の離島振興法は、第154回通常国会において所要の改正と有効期限の10ヶ年延長が提案され、平成14年7月12日に成立、同19日に公布
平成15年4月1日から施行(5回目の改正・延長)

(2) 平成14年改正のポイント

目的条項の改正(第1条関係)

次の事項を明確化

- ・ 離島には、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等、国家的役割があること
- ・ 「後進性の除去」に加え、本土の間で生じる地域差を「価値ある地域差」ととらえ直し、地域の創意工夫を生かしつつ自立的発展を促進すること
- ・ 国民の利益の増進に寄与すること

離島振興計画の作成(第3、4条関係)

都道府県知事が作成した計画に基づき、内閣総理大臣が離島振興計画を定めていた従来の仕組みを改め、国が基本方針を定め、市町村が作成した計画(案)をできる限り反映して、都道府県が離島振興計画を定める仕組みへ変更

地域特性と住民の創意工夫を生かした自立を支援する施策(第7条、第18条関係)

- ・ ソフト事業、公共事業以外の事業に対する助成措置に係る規定を追加
- ・ 自然公園法、農地法等における手続きに関して運用面での配慮規定を追加

地域医療の充実(第10条関係)

ドクターヘリに関する規定の明記、無医地区以外の地区での医療の充実を図る規定を追加

情報の流通の円滑化及び通信体系の充実(第13条関係)

高度情報通信ネットワーク等の充実を図る規定を追加

地域特性を生かした農林水産業の振興(第14条関係)

基幹産業である農林水産業の振興についての重要性を明確にするとともに、観光業との連携の重要性を明記した規定を追加

国内及び国外の地域との交流の促進(第17条関係)

国民の離島に対する理解と関心を高めるとともに、地域の活性化に資するため、離島の地域特性を生かした地域間交流の促進に係る規定を追加

離島振興法の体系

離島振興対策実施地域の指定(法第2条)

【国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣】
離島振興対策実施地域の指定、公示

意見

【国土審議会】

離島振興に関する重要事項の調査審議、関係行政機関の長への意見具申(法第21条)

離島振興基本方針の策定(法第3条)

【国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣】
離島振興基本方針の策定、公表

協議

関係行政機関の長

法：離島振興法(昭和28年法律第72号)

離島振興計画の策定(法第4条)

【市町村】
離島振興計画(案)の作成

【都道府県】
市町村計画(案)を反映し、離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を策定
国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣へ計画を提出

【国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣】
関係行政機関の長へ計画を通知

意見

関係行政機関の長

【国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣】
計画が離島振興基本方針に適合しているとき、その旨都道府県に通知

国、地方公共団体その他の者による、離島振興計画に基づく事業の実施(法第5条)

離島振興法に基づく離島振興施策

- ・国の予算への計上(法第6条)
- ・補助率の嵩上げ、離島振興計画に基づく事業で政令に定めるものへの補助(法第7条)
- ・地方債についての特別の配慮(法第8条)
- ・資金の確保その他の援助(法第9条)
- ・医療の確保等(法第10条)
- ・高齢者の福祉の増進への配慮(法第11条)
- ・交通の確保への特別の配慮(法第12条)
- ・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実への配慮(法第13条)
- ・農林水産業の振興への配慮(法第14条)
- ・教育の充実への配慮(法第15条)
- ・地域文化の振興への配慮(法第16条)
- ・地域間交流の促進への適切な配慮(法第17条)
- ・農地法、自然公園法等における配慮(法第18条)
- ・国税の特例措置(法第19条)
- ・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第20条)

国の負担又は補助の特例(法第7条)

- ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設、保育所、消防機械器具設備(法第7条第1項)
- ・災害復旧事業(同第5項)
- ・簡易水道(同第6項)
- ・他の政令による特例措置(海岸、土地改良等)(同第7項)
- ・教員住宅等(同第8項)

離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、国民経済の発展及び国民の利益の増進

国庫補助率（負担率）の特例

離島振興法第7条または各事業法等において、離島振興計画に基づく事業に要する費用について国が負担し、又は補助する割合の特例が定められている。

主な国庫補助率（負担率）の特例

(H21.4現在)

事業名	補助率(負担率)		備考
	内地	離島	
海岸			
高潮対策	1/2	11/20	海岸法施行令
侵食対策	1/2	11/20	"
道路			
補助国道			
改築	5.5/10	2/3	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令
都県道			
改築	1/2	5.5/10	
(政令に定める道路)	5.5/10	6/10	
(離島架橋)	-	2/3	
市町村道			
改築	1/2	5.5/10	
(離島架橋)	-	2/3	
港湾			
重要港湾			
水域・外郭施設(直轄)	5.5/10	8.5/10	
"(補助)	5/10	8/10	
係留施設(直轄)	5.5/10	2/3	
"(補助)	5/10	6/10	
空港			
地方管理空港			
基本施設	50/100	80/100	
附帯施設	50以内/100	80/100	
水道			
水道施設整備費補助			
簡易水道等施設整備費補助	4/10	1/2	
廃棄物			
循環型社会形成推進交付金			予算補助
コミュニティ・プラント	1/3	1/2	
浄化槽設置整備事業	1/3	1/2	
浄化槽市町村整備推進事業	1/3	1/2	
可燃性廃棄物直接埋立施設		1/3	
焼却施設		1/3	
農業農村整備			
農業生産基盤整備			土地改良法施行令
国営かん排	7/10	8.5/10	
	2/3	7.5/10	
経営体育成基盤整備	5/10	5.5/10	
水産基盤整備			
特定漁港漁場整備			
外かく・水域施設(1,2,3種)	1/2	8/10	
けい留施設(1,2,3種)	1/2	6/10	
主要漁港関連道	1/2	5.5/10	予算補助

備考に記載のない事業の補助率(負担率)は離島振興法に基づく。

4 . 海洋基本法の概要

(平成19年7月20日施行)

(1) 本法の目的

海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海洋法条約等に基づく国際的協調の下、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 海洋政策の基本理念

海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理、国際的協調

(3) 国、地方公共団体、事業者、国民の責務

(4) 海洋基本計画

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならない。

(5) 海洋に関する国の基本的施策

海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、研究開発の推進、海洋産業の振興、沿岸域の総合的管理、離島の保全等、国際協力の推進、海洋に関する国民の理解増進

(6) 海洋政策担当大臣の設置

(7) 総合海洋政策本部の設置

海洋政策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部を置く。

(8) その他

その他、海洋に関する施策を推進するため、所要の規定を整備する。

< 関係条文 >

海洋基本法(平成19年法律第33号)(抄)

(離島の保全等)

第二十六条 国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

海洋基本計画の概要

計画期間：5カ年間（5年後（平成24年度）を見通して策定）

目指すべき政策目標

目標1 **海洋における全人類的課題への先導的挑戦**

目標2 **豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり**

目標3 **安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献**

第1部 基本的な方針

海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

海洋の安全の確保

科学的知見の充実

海洋産業の健全な発展

海洋の総合的管理

海洋に関する国際的協調

第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

海洋資源の開発及び利用の推進

海洋環境の保全等

排他的経済水域等の開発等の推進

海上輸送の確保

海洋の安全の確保

海洋調査の推進

海洋科学技術に関する研究開発の推進等

海洋産業の振興及び国際競争力の強化

沿岸域の総合的管理

離島の保全等

離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。

国際的な連携の確保及び国際協力の推進

海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上

海洋と人類の共生への貢献

第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表

海洋基本計画（抄）（平成20年3月18日閣議決定）

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

10 離島の保全等

我が国の海域に広く点在している離島は、広大な管轄海域を設定する根拠の重要な一部をなし、あるいは海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を果たしている。このため、海洋政策推進上の離島の位置付けを明確化し、その保全・管理を適切に実施することが重要である。

また、多くの離島では、高齢化や人口減少が進行しており、長い歴史を有する集落の衰退等も懸念されていることから、離島の振興のため、定住環境の整備等に取り組むことが重要である。

(1) 離島の保全・管理（略）

(2) 離島の振興

離島の自立的な発展を促進し、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて離島が海洋政策上の役割を担っていけるよう、離島に特有の課題に対応して、地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある。

離島の交通を安全かつ安定的に確保するため、交通基盤を整備するとともに、離島航路・航空路の維持及び利便性の向上を支援する。離島の燃油価格が本土に比べ割高となっているため、流通の効率化への取組を支援する。高度情報化社会の進展に伴い本土との情報格差の是正を図るため、高度情報通信ネットワークの構築を推進する。医療体制の整備を推進するとともに、医療機関の機能分担と広域的な連携の促進を通じ、適切な医療提供体制の確保を図る。さらに、自然災害から離島住民の生命、財産等を守るための施設の整備や住民への迅速な情報伝達手段の確保その他の離島における定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する。

一方、基幹産業である水産業に関しては、漁獲物の輸送等販売・流通面で不利な条件にあることに加え、漁業者の減少、高齢化が進んでいることから、離島漁業の再生のため、漁業者が行う漁場の生産力の向上に関する取組等を支援する。農業についても、離島の特性をいかした地域作物の導入や高付加価値化等の取組を支援する。海岸景観、希少な海洋の生物等を有する自然環境をいかしたエコツーリズムや保養・療養活動、クルージング、農林水産業と連携した体験・滞在型観光、国際的な地域文化交流等魅力ある離島観光の振興等の雇用促進、産業振興策を促進する。さらに、離島の産業振興の基盤となる道路、港湾、農林水産基盤等の社会資本の整備を推進する。

5 . 公共事業予算の概要

離島振興関係の公共事業予算については、離島振興計画に基づく公共事業が円滑に遂行されるようにするため、昭和32年の閣議了解に基づき、昭和33年度以降国土交通省（当時は経済企画庁）予算に一括計上されることとなった。現在は国土交通省設置法附則第2条において一括計上を規定している。

離島振興予算についての閣議了解事項（昭和32年3月8日）

離島振興関係公共事業（簡易水道及び電気導入を含む）については、各種の事業及び事項に比較的少額の予算が計上されているため、地域毎の総合的な効果を発揮することが著しく困難となっている事情にかんがみ、これらの予算を昭和33年度から経済企画庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては、各省庁所管に移し替えるよう措置するものとする。ただし、北海道関係の予算については、従来どおり北海道開発庁所管に計上するものとする。

国土交通省設置法附則第2条（抄）

（所掌事務の特例）

第2条 国土交通省は、第3条の任務を達成するため、第4条各号に掲げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成25年3月31日	離島振興計画（離島振興法第5条第1項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること

離島関係公共事業（一括計上事業）一覧

事業分類	事業内容
治水	河川改修、ダム建設、砂防、地すべり対策 等
治山	山地治山、防災林造成、保安林整備、地すべり防止 等
海岸	高潮、侵食、海岸環境、耐震 等
道路	一般国道・主要地方道・一般都県道・市町村道の新設及び改築 等
港湾	重要港湾・地方港湾の改修、港湾環境整備 等
空港	地方管理空港の建設
都市地域環境整備	道路環境整備（再開発・区画整理事業）、都市水環境整備（自然再生）
下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道 等
廃棄物処理	汚泥再生処理センター、熱回収施設、最終処分場、浄化槽 等
水道	簡易水道
都市公園	住区基幹公園、都市基幹公園 等
農業農村整備	かんがい排水、経営体育成基盤整備、農道整備、農業集落排水 等
森林整備	造林、林道整備、森林居住環境整備 等
水産基盤整備	水産物供給基盤整備、水産資源環境整備、漁村総合整備 等

離島振興事業費(当初予算)の推移〔全国公共事業費との比較〕

年度	離 島				備 考	全 国		
	離島振興事業費 (A)(千円)	増加指数	対前年度比 (%)	対全国比 (A)/(B)(%)		一般公共事業費 (B)(千円)	増加指数	対前年度比 (%)
28	741,841	100	-	0.73	離島振興法施行	102,217,809	100	-
29	845,658	114	113.99	0.77		109,118,885	107	106.75
30	881,989	119	104.30	0.88		100,263,158	98	91.88
31	1,066,473	144	120.92	1.09		97,937,376	96	97.68
32	1,388,310	187	130.18	1.11		124,661,233	122	127.29
33	1,959,256	264	141.13	1.42	一括計上開始(簡水一括計上)	137,716,895	135	110.47
34	2,558,669	345	130.59	1.40		182,905,873	179	132.81
35	3,258,609	439	127.36	1.49		218,824,308	214	119.64
36	4,124,004	556	126.56	1.39		296,770,403	290	135.62
37	5,131,341	692	124.43	1.40		366,071,337	358	123.35
38	6,297,823	849	122.73	1.39		452,349,411	443	123.57
39	7,576,576	1,021	120.30	1.42		533,676,942	522	117.98
40	9,387,120	1,265	123.90	1.51		621,682,360	608	116.49
41	11,408,368	1,538	121.53	1.45		785,119,431	768	126.29
42	13,645,936	1,839	119.61	1.49		914,202,531	894	116.44
43	14,602,675	1,968	107.01	1.50	天草島の一部解除	973,584,394	952	106.50
44	16,679,264	2,248	114.22	1.48	天草島一部、平戸島の一部等解除	1,123,535,794	1,099	115.40
45	20,545,347	2,770	123.18	1.54	塩飽諸島の一部等解除	1,330,024,304	1,301	118.38
46	25,180,125	3,394	122.56	1.58	熊毛群島の一部解除	1,592,693,419	1,558	119.75
47	31,788,548	4,285	126.24	1.58		2,013,024,978	1,969	126.39
48	42,508,152	5,730	133.72	1.65	(廃棄物一括計上)	2,575,731,580	2,520	127.95
49	46,250,591	6,235	108.80	1.73		2,668,812,087	2,611	103.61
50	49,006,994	6,606	105.96	1.84	天草島の一部解除	2,668,812,000	2,611	100.00
51	59,375,754	8,004	121.16	1.86	長島一部解除	3,194,602,000	3,125	119.70
52	73,416,552	9,897	123.65	1.90		3,855,289,000	3,772	120.68
53	101,279,264	13,652	137.95	1.95		5,183,503,000	5,071	134.45
54	126,896,372	17,106	125.29	2.00	周防大島諸島、平戸諸島の一部解除	6,348,440,000	6,211	122.47
55	110,988,722	14,961	87.46	1.75	天草島、倉橋諸島、江能群島解除	6,355,079,639	6,217	100.10
56	112,051,385	15,105	100.96	1.76		6,370,578,000	6,232	100.24
57	112,918,345	15,221	100.77	1.77		6,369,782,000	6,232	99.99
58	113,651,067	15,320	100.65	1.78	大根島、野釜島解除	6,371,288,000	6,233	100.02
59	112,709,315	15,193	99.17	1.79	能登島解除	6,313,950,000	6,177	99.10
60	111,280,804	15,001	98.73	1.79	因島、沖家室島解除	6,207,640,000	6,073	98.32
61	110,347,147	14,875	99.16	1.80		6,135,903,000	6,003	98.84
62	108,428,114	14,616	98.26	1.80		6,017,334,000	5,887	98.07
63	127,920,728	17,244	117.98	1.80	樺島解除	7,094,837,000	6,941	117.91
1	128,954,000	17,383	100.81	1.78		7,235,643,000	7,079	101.98
2	129,154,000	17,410	100.16	1.78		7,254,987,000	7,098	100.27
3	135,882,000	18,317	105.21	1.78	田島、横島、加部島解除	7,636,577,000	7,471	105.26
4	142,607,000	19,223	104.95	1.78		7,992,029,000	7,819	104.65
5	149,759,000	20,187	105.02	1.78	生月島、生口島、高根島解除	8,391,322,000	8,209	105.00
6	156,049,000	21,035	104.20	1.77		8,813,828,000	8,623	105.04
7	164,996,000	22,241	105.73	1.80		9,171,544,000	8,973	104.06
8	172,052,000	23,193	104.28	1.80		9,550,144,000	9,343	104.13
9	174,599,000	23,536	101.48	1.80	(離島特定振興事業推進費一括計上(H12まで))	9,676,985,000	9,467	101.33
10	163,393,000	22,025	93.58	1.83	伊唐島解除	8,917,658,000	8,724	92.15
11	167,948,000	22,639	102.79	1.83		9,163,028,000	8,964	102.75
12	171,307,000	23,092	102.00	1.83		9,358,028,000	9,155	102.13
13	158,808,000	21,407	92.70	1.70	直島指定、紀伊大島、蒲刈群島、越智諸島の一部、蛸浦大島の一部解除	9,362,528,000	9,159	100.05
14	141,419,000	19,063	89.05	1.69	角島解除	8,351,231,000	8,170	89.20
15	131,000,000	17,659	92.63	1.63		8,024,412,000	7,850	96.09
16	121,675,000	16,402	92.88	1.57		7,743,260,000	7,575	96.50
17	109,551,000	14,767	90.04	1.47		7,458,353,000	7,297	96.32
18	95,532,000	12,878	87.20	1.34		7,128,820,000	6,974	95.58
19	87,565,000	11,804	91.66	1.27		6,874,605,000	6,725	96.43
20	77,934,000	10,505	89.00	1.17		6,662,452,000	6,518	96.91
21	71,230,000	9,602	91.40	1.02		6,997,390,000	6,846	105.03

(注) 1.離島振興事業費及び一般公共事業費は当初予算額(国費)である。

2.特別失業対策事業費、臨時就労対策事業費、NTT-A事業費、NTT備還時補助除く。昭和63年度からは、NTT-Bを含む。

3.昭和43年度以前は一般公共事業費としての区分がないため、公共事業関係費から災害復旧費を除いた額を掲載している。

4.平成21年度の一般公共事業費には、これまで特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額が一般会計計上に変更されたことによる増加分を含む。

平成21年度 離島振興対策予算額（公共事業）

（単位：百万円）

区 分	21年度当初(A)		20年度当初(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
治水・治山	15,769	8,260	16,468	8,623	0.96	0.96
治水	7,429	3,812	7,576	3,886	0.98	0.98
治山	2,893	1,577	2,981	1,635	0.97	0.96
海岸	5,447	2,871	5,911	3,102	0.92	0.93
建設海岸	722	323	1,326	647	0.54	0.50
農地海岸	209	115	196	107	1.07	1.07
漁港海岸	2,154	1,156	2,207	1,181	0.98	0.98
港湾海岸	2,362	1,277	2,182	1,167	1.08	1.09
道路	23,565	13,566	30,048	17,838	0.78	0.76
港湾空港鉄道等	15,819	11,788	18,404	13,072	0.86	0.90
港湾	15,127	11,097	17,067	12,385	0.89	0.90
空港	692	691	1,337	687	0.52	1.01
都市地域環境整備	102	34	141	47	0.72	0.72
道路環境整備	0	0	0	0	-	-
都市水環境整備	102	34	141	47	0.72	0.72
下水道水道廃棄物処理等	14,624	6,694	9,833	4,865	1.49	1.38
下水道	3,942	2,000	4,682	2,368	0.84	0.84
簡易水道	3,758	1,879	4,040	2,020	0.93	0.93
廃棄物処理	6,824	2,765	1,061	452	6.43	6.12
都市公園	100	50	50	25	2.00	2.00
農業農村整備	9,489	6,432	10,019	6,650	0.95	0.97
森林水産基盤整備	36,144	24,456	39,531	26,839	0.91	0.91
森林整備	2,892	1,177	3,102	1,291	0.93	0.91
水産基盤整備	33,252	23,279	36,428	25,548	0.91	0.91
小計	115,513	71,230	124,444	77,934	0.93	0.91

（注）本表における計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しないところがある。

6. 非公共事業予算の概要

平成21年度 離島関係非公共予算総括表(行政部費)

事 項	21年度予算額(A)	前年度予算額(B)	対前年増減(A-B)	対前年比(A/B)	主 な 要 求 内 容
(項)離島振興費					
(大事項)離島振興に必要な経費	238,187	240,547	2,360	99.0	
(中事項)離島地域の振興に必要な経費	54,158	57,420	3,262	94.3	
					主な内訳 「離島の総合交流推進支援事業」 (アイランダー、FOODEX) (継続 16,541千円) 「離島の生活構造改善に関する調査」 (新規 11,783千円) 「島づくり地方再生推進調査」 (新規 21,208千円)
(中事項)離島振興特別事業に必要な経費	184,029	183,127	902	100.5	
(目)離島振興特別事業費補助金	184,029	183,127	902	100.5	離島自らの創意工夫による自立的発展を促進するため、市町村が主体となって実施する事業(島の特性を活かした体験事業等を実施するための施設の整備、施設を有効に活用するための活用プログラムの作成、人材の育成及び、交流活動の活発化を推進していく交流事業、既存の離島振興施設の耐震化・バリアフリー化)に要する経費について、都道府県に対して補助を行う。
(目細)離島体験滞在交流促進事業費補助金					1. 施設整備 2. 活用プログラム作成等 3. 交流事業 4. 離島振興施設の耐震化・バリアフリー化

(単位:千円)